

## 卸売販売業許可申請について（那覇市保健所）

令和7年2月

●卸売販売業は、専ら薬局開設者、医薬品販売業者、医薬品製造販売業者、医薬品製造業者、医療機関の開設者その他厚生労働省令で定める者にのみ医薬品を販売又は授与することができる医薬品の販売業です。営業所ごとに営業所所在地の都道府県知事（保健所設置市の場合は市長）の許可を受けなければなりません。

●開設者の変更、営業所の移転（同一敷地内、同一ビル内の移転も含む）及び全面改築の場合も新規開設許可の手続きが必要になります。

●許可には審査及び検査日数を要しますので、事前に保健所へご相談下さい。

### 【根拠法令】

医薬品医療機器等法第34条、薬局等構造設備規則第3条

### 【許可までの流れ】

申請書提出 → 検査の日程調整 → 検査 → 許可 → 許可証の受取 → 開設

### 【提出書類等】

用意部数：1部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

1. 卸売販売業許可申請書（様式第八十六）
2. 営業所の構造設備概要
3. 営業所の平面図及び付近見取り図
  - ・営業所の寸法（mで記入）及び面積を記載
  - ・ショッピングモール等店舗内に開設する場合は、営業所の位置がわかる施設全体図も添付すること
4. 営業所管理者の雇用契約書の写し（原本持参）または使用関係証明書
  - ・個人開設の場合、開設者の分は不要
5. 法人の場合は登記事項証明書（登記簿謄本）（発行日より6ヶ月以内のもの）
6. 営業所管理者の資格を証する書類の写し（薬剤師免許証など）※原本持参
  - ・指定卸売医療用ガス類又は指定卸売歯科用医薬品のみを取り扱う場合で、施行規則第154条に規定するものであるときは、その旨を証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）、従事年数証明書）
7. （放射性医薬品を取り扱おうとする場合）  
放射性医薬品の種類及び貯蔵設備の概要を記載した書類
8. 手数料 29,200円（現金）

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL：098-853-7963 FAX：098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。